

山梨県公報

第二千六百四十八号

平成二十八年

十一月七日

月 曜 日

目次

告示

○救急病院等の認定……………八六五

○県営土地改良事業の完了……………八六五

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八六五

○随意契約の相手方の決定について(二件)……………八六六

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………八六六

○争議行為予告通知の受理……………八六七

○農用地利用配分計画の認可の申請……………八六八

○公共測量の実施……………八七一

告示

山梨県告示第三百四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地

二 認定期限 平成三十一年十月三十一日

山梨県告示第三百四十一号

公告

県営土地改良事業(県営ため池等整備事業小伏沢地区)の工事は、平成二十七年四月二十四日をもって完了した。

平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人バリアフリーやまなし

2 代表者の氏名 清水直樹

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町押越二千八十八番地

4 定款に記載された目的 この法人は、山梨県内外の障害者や高齢者、その近親者に対して、山梨県内におけるバリアフリーに関する情報を発信する事業、また山梨県内のバリアフリー対応状況を評価し推進する事業を行い、障害者や高齢者が健康者と共に暮らす社会の増進、また、まちづくりや観光等、県内経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年十月三十一日から平成二十九年一月四日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 インターネット接続端末等
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所屬
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十八年九月二日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 契約金額 五億千九百五十二万三千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 再度の入札に付し落札者がなかったため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項該当）。

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務
 - (一) 名称 統合サーバへの財務会計システム移行業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所屬
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十八年九月二十三日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 七千六百六十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 平成二十八年十一月七日

一 届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社パローホールディングス 代表取締役 田代正美	岐阜県恵那市大井町百八十番地の一
株式会社クスのりのサンロード 代表取締役 樋口俊英	山梨県甲府市後屋町四百五十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 パロー国玉店・クスのりのサンロード国玉店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市国玉町字久保田九百四十番二外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社パロー 代表取締役 田代正美	岐阜県多治見市大針町六百六十一番地の一
株式会社クスのりのサンロード	山梨県甲府市後屋町四百五十二番地

代表取締役 樋口俊英

3 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十九年六月七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千九百九十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 六十四台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 二百二十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 四十三立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー	午前九時	午後九時四十五分
株式会社クスリのサンロード	午前九時	午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の区分

荷さばきを行うことができる時間帯

A 荷さばき施設

午前六時から翌午前二時まで

B 荷さばき施設

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 平成二十八年十月六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年三月七日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十八年十月二十五日付で通知があった。

平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 事件 次の要求事項に関する件

1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員

2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対

3 長時間・二交替制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現

二 日時 平成二十八年十一月十一日以降、要解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 ますほ共立診療所
 甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション
 ずかけ
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションずかけ
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ
 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の二 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 居宅介護支援事業所やすらぎ
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい
 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 ますほ共立診療所デイサービスふるさと

と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 共立診療所さるはし
 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 居宅介護支援事業所さるはし
 大月市猿橋町殿上四百二番地の二 共立デイサービスとのうえ
 甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから
 南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその
 甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ
 以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場
 四 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を

単独で、又は併用して行う。ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積（平方メートル）
三枝澄雄	山梨市	山梨市市川字庭藏千四百九十五番一	四五二・〇〇
阪下哲司	山梨市	山梨市市川字庭藏千四百九十二番一	八二五・〇〇
矢崎正彦	山梨市	山梨市南字長窪二千九百二十一番 山梨市南字コブケ四百三十三番外四筆 山梨市上石森字前田九百十四番一外二筆	一、一九七・〇〇 二、八六二・〇〇 一、三〇〇・〇〇

高橋秀人	山梨市	山梨市牧丘町室伏字砂原 道神通千二十三番一外三 筆	一、二八二・〇〇
廣瀬重仁	山梨市	山梨市牧丘町倉科字山田 三千七百八十六番一外一 筆	二五八・〇〇
堀内誠貴	山梨市	山梨市東後屋敷字東原四 百十八番七外三筆	四九六・六七
三澤和祐	山梨市	山梨市大野字宗高二百三 十四番一外一筆	六三五・〇〇
田村正	山梨市	山梨市三ヶ所字木戸四百 十五番外一筆	一、一七一・〇〇
石原隆彦	山梨市	山梨市三ヶ所字柿木平百 四十八番一外一筆	一、三四〇・〇〇
中島二郎	山梨市	山梨市鴨居寺字鍛冶屋久 祢四百五十六番外二筆	一、六八〇・〇〇
古屋孝之	山梨市	山梨市三ヶ所字長面八十 七番外一筆	三、〇三七・〇〇
佐藤勇	山梨市	山梨市七日市場字西ノ窪 二百十番一外八筆	三、六四七・〇〇
秋山一夫	山梨市	山梨市鴨居寺字鴨居寺三 百四十番一	一、五一八・〇〇
中嶋久啓	山梨市	山梨市鴨居寺字堰田百一 番一外四筆	一、三九五・〇〇

藤巻嶺	山梨市	山梨市下神内川字宗高二 百五十七番外一筆	一、三二六・〇〇
山上直	山梨市	山梨市牧丘町西保中字西 浜井場千八百八番	八二二・〇〇
依田一臣	山梨市	山梨市牧丘町千野々宮字 牧ノ前五百四十七番一外 八筆	一、七一七・〇〇
小林直樹	山梨市	山梨市三ヶ所字榎田二百 四十四番外一筆	二、一八九・〇〇
三枝勇	山梨市	山梨市鴨居寺字吉原道上 五百二十二番一外一筆	一、二〇〇・〇〇
柏手信人	山梨市	山梨市歌田字並木六百八 十四番七	八七五・〇〇
手島宏之	山梨市	山梨市歌田字十日田四百 十六番一	一、〇七六・〇〇
有限会社菅農 塾マルニ	山梨市	山梨市七日市場字東神ノ 川四十二番	四六九・〇〇
		山梨市七日市場字東宮ノ 前南九百九十六番一外四 筆	四、二八三・〇〇
		山梨市七日市場字中沢百 六番一外三筆	一、二六九・〇〇
		山梨市七日市場字奈知の	三、一三八・〇〇

藤巻信	山梨市	山梨市下神内川字上川原	一、三五九・〇〇
鈴木晴樹	山梨市	山梨市東字南日影千二百七十八番一	一、四五九・〇〇
和田英雄	山梨市	山梨市下神内川字宗高三百十九番一外一筆	一、二六二・〇〇
雨宮正久	山梨市	山梨市北字中片瀬二千五百十六番一外一筆	一、〇四一・〇〇
山梨	山梨市	山梨市南字長窪二千五百十七番	六九七・〇〇
株式会社ローソンファーム	山梨市	山梨市三ヶ所字梨木七百三十五番一外一筆	三、三七九・〇〇
農園	山梨市	山梨市牧丘町成沢字宮原七百四十七番外二筆	一、五五七・〇〇
高田弘	山梨市	山梨市万力字金櫻三千六百十九番一外一筆	五〇六・〇〇
萩原友昭	山梨市	山梨市山根字地藏久保八十六番二外一筆	五八〇・〇〇
		山梨市七日市場字相反保二百九十六番一外五筆	三、六三三・〇〇
		山梨市七日市場字東宮ノ前南千十一番一外一筆	一、八五五・〇〇
		宮五百五十一番二外三筆	
ハケ岳ピース	北杜市	北杜市大泉町西井出字古	七、六五九・〇〇
石川大輔	北杜市	北杜市大泉町谷戸字大和田四千八百六十六番	二、四六二・〇〇
齊藤真吾	韮崎市	韮崎市大草町上條東割字大石三百四十二番外二筆	一、一〇〇・〇〇
有限会社ピーチ専科ヤマシタ	山梨市	山梨市落合字峠千三百六十五番二外八筆	一、九二一・二五
丸山康司	山梨市	山梨市万力字寺ノ前六百二十四番外二筆	一、二四三・〇〇
藤巻伸也	山梨市	山梨市下神内川字坪ノ内七百五十五番外六筆	三、九八六・〇〇
丸山公子	山梨市	山梨市中村字西小路五十三番一外三筆	二、三四五・〇〇
雨宮満	山梨市	山梨市牧丘町柚口字竜ノ口千四百十一番外二筆	一、八〇五・〇〇
秋山正純	山梨市	山梨市七日市場字東神ノ川三十番一外二筆	三、八三九・〇〇
株式会社なかむら	山梨市	山梨市三ヶ所字寺平六百十三番外三筆	二、三三六・〇〇
		山梨市下神内川字馬起田八百一番外二筆	二、一三八・〇〇
		九百七十九番三外二筆	

ファーム株式会社		林八千五百二十番外六筆	
農事組合法人 いずみそば組 合	北杜市	北杜市大泉町西井出字古 林八千五百二十二番一外 三筆	一、八二四・〇〇
近藤慎吾	甲斐市	北杜市大泉町谷戸字城上 二千八百二十八番一外三 筆	一、八五〇・〇〇
板倉由加子	笛吹市	中央市高部字明治三百五 十七番外一筆	一、一五二・〇〇
カルタロット 株式会社	笛吹市	笛吹市八代町北字上下 千四百六十五番一	一、〇二六・〇〇
反田眞奈美	甲州市	南都留郡鳴沢村字家上川 原二千七百五十五番	二七〇・〇〇
たのみ農園株 式会社	中央市	山梨市東後屋敷字比久屋 原五百三十六番	五五四・〇〇
	中央市	中央市乙黒字二反田四百 六十番外五筆	六、三四六・〇〇

二 縦覧の場所等
(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部担い手・農地対策室
- 2 期間 この公告の日から平成二十八年十一月二十一日までの山梨県の休日を含め、定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日
- 3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

- 1 提出先 二の1に掲げる場所
- 2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (二) 利害関係の内容
 - (三) 意見
- 3 提出期限 平成二十八年十一月二十一日

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 二 測量の地域 甲府市の一部
- 三 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月二十八日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番